「あいち医師・歯科医師九条の会」ニュース
第35号　2019年8月23日

国民は期限ありきの改憲発議を望まず

改憲勢力は参院選挙結果を受け止めるべき

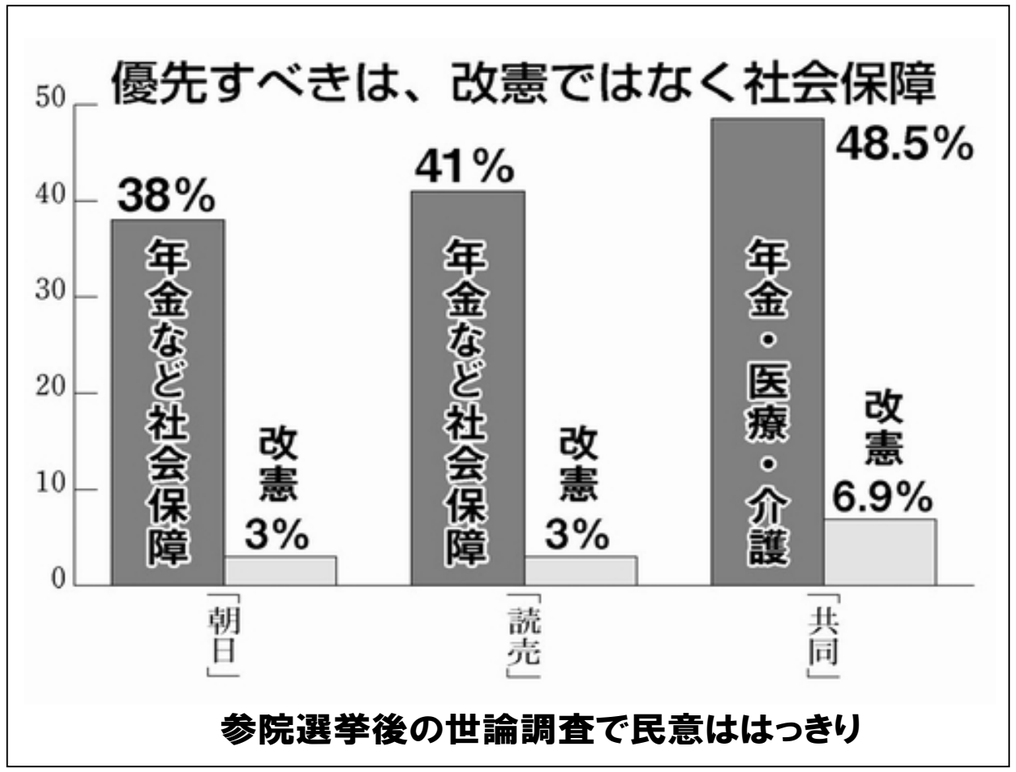

9月の「憲法のつどい」にご参加を

7月の参院選挙の結果、自民・公明・維新などの改憲勢力が改憲発議に必要な3分の2の議席を割り、9条改憲を前面に打ち出した自民党は単独過半数を割り込んだ。

安倍首相が、2016年参院選挙で、衆参ともに改憲勢力が3分の2を占めた数の力を背景に、その翌年、「2020年施行」に向け自衛隊明記の9条改憲を宣言し、改憲への暴走を開始したものの、今回の結果は「期限ありきの性急な改憲の動きには賛成できない」という国民の明確な審判を下したものといえる。安倍首相と改憲勢力に、国民の審判を真摯に受け止め、9条改憲を断念することを強く求めたい。

3分の2を阻止した直接の要因は、「安倍政権による改憲」反対、安保法制廃止をはじめ13の共通政策を掲げた市民と野党の共同が32の一人区全てで実現したことが大きい。

また、各地の九条の会や「安倍9条改憲NO！　全国市民アクション」などが、改憲NOの3000万署名を掲げ運動を粘り強く続けたことも、安倍改憲に反対する国民世論を形成・拡大する上で大きな役割を果たした。

しかし、安倍首相は任期中の改憲をあきらめていない。首相は、参院選挙直後の記者会見で「(改憲論議については)少なくとも議論すべきだという国民の審判は下った」と述べて改憲発議に邁進する意欲を公言している。

さらに安倍首相は、自民党案にこだわらないと強調することで、野党の取り込みをはかり3分の2の回復を目指すなど、あらゆる形で改憲強行をはかろうとしている。首相取り巻きの議員も、「自衛隊明記の改憲に時間がかかるなら、緊急事態条項からやればいい。参院選挙区の合区の解消からでもいい」など、大義なき『改憲ありき』の姿勢をあからさまに示している始末である(自民党憲法改正推進本部の木原稔幹事・衆院議員、7月27日)。

また、安倍首相の最側近である萩生田光一自民党幹事長代行が、改憲案づくりのための衆院の憲法審査会を動かすために、衆院議長の交代にまで言及したことも重大問題である。「有力な方を議長において憲法改正シフトを国会が行っていくというのが極めて大事だ」と述べたもので、安倍首相が執念を燃やす改憲の実現に向け、衆院議長を意の沿った人物にしようという、「三権分立」の原則さえ無視した言語道断な暴言である。

安倍9条改憲を急がせる圧力も増大している。アメリカは、イランとの核合意から一方的に離脱し挑発を繰り返した結果、中東地域での戦争の危険が高まっている。トランプ政権はイランとの軍事対決をはかるべく有志連合をよびかけ、日本に対しても参加の圧力を加えている。こうしたアメリカの戦争への武力による加担こそ、安倍政権が安保法制を強行した目的であり、そして安倍9条改憲のねらいにほかならない。辺野古新基地建設への固執、常軌を逸したイージスアショア配備強行の動きも9条破壊の先取りというもので、来年度予算概算要求でも防衛費は過去最高額の要求と伝えられる。

安倍首相が狙う、憲法9条に自衛隊を明記する改憲は、戦力不保持・交戦権否認をかかげた同条を空文化・死文化させるものである。政府や多数党が法律さえ通せば、海外での武力行使をはじめ、自衛隊の行動を無制限に拡大でき、海外で米軍と肩を並べてたたかう自衛隊に道を開くことになる。

参院選後のマスメディアの世論調査でも、参院選挙で改憲勢力が3分の2を割ったことについて「よかった」が多数となっている。各種世論調査では、安倍政権が優先すべき課題として、「改憲」を挙げる声は少数である。「朝日」(7月24日付)では「年金などの社会保障」が38％で「改憲」は3％。「読売」(同日付)も「社会保障」が41％で「改憲」は3％、共同通信も「改憲」は6・9％にすぎない。

どんな口実であろうと自衛隊の有志連合への参加・自衛隊の海外派兵、さらなる軍事力の増強を許さない取り組みが求められており、安保法制の全面発動、実質的な9条破壊を許さない取り組みが急がれる。

「あいち医師・歯科医師九条の会」は愛知県保険医協会と共催で、「憲法のつどい」を2019年9月28日に本秀紀氏(名古屋大学大学院教授・憲法学)を迎えて開催する(裏面囲み参照)。
是非ともご参加いただきたい。

安倍改憲のトリックを斬る
長峯信彦氏が講演
医師・歯科医師九条の会がつどい

「あいち医師・歯科医師九条の会」と保険医協会は、第二十七回の憲法のつどいを三月二十一日（土）午後、保険医協会伏見会議室で開き、医師や市民ら四十二人が参加した。「安倍改憲のトリックを斬る―憲法制定過程の真実と、九条を守るべき歴史的責任」をテーマに、長峯信彦氏（愛知大学法学部教授）が、安倍首相が改憲を果すため、強権を振るいあらゆる手段を講じてくる中、九条を守る世論を圧倒的な多数としてそれを阻止するため、今何が必要か熱く語った。

講師はまず、現行憲法は、草案の基を作った憲法研究会の果たした役割や、国会での議論等の制定過程を見れば、米国による押し付けでなく、国民の総意を受けて制定されたものであることが明らかだと話した。一方で、繰り返し語られる憲法押し付け論が、特に言われたことをそのまま受けとめる若い世代に、迷信の様に受け入れられてしまっている状況を指摘し、そういうノンポリだが改憲賛成と考える多くの人に、その誤りをきちんと伝えていくことが必要と語った。制定過程の真実を伝えた上で、戦前の体制を護持したいと腐心していた当時の政府が提案した憲法原案が、明治憲法とほとんど変わらないものだったことを話し、戦前と何も変わらない体制のままで良かったかと問うと、現行憲法の国民主権や平和主義を誰もが必要と感じ、押し付け論の迷信を解くことができる。さらに、九条を現実に合わせて変えるべきだというトリックに対しても、法は守られるべき理念を優先すべきで、現実を追認しては法の意義を失うことになる。むしろ、日本国憲法は世界に類のない先進的な憲法だと強調した。参加した方々が周りの人の迷信を解き、トリックに気づかせる努力をすることが、安倍改憲を阻止する力になると結んだ。

「あいち医師・歯科医師九条の会」ニュースのバックナンバーや、愛知県保険医協会の平和を求める取り組みは、愛知県保険医協会ホームページに掲載していますので、ご覧ください。
https://aichi-hkn.jp/

「愛知県保険医協会」「あいち医師・歯科医師九条の会」第 28 回憲法のつどい

◆テーマ　どうなる憲法、どうする憲法
～参議院選挙後の情勢と今取り組むべきこと～

◆講　師　本　秀紀氏（名古屋大学大学院法学研究科教授・愛知憲法会議事務局長）

※テーマ趣旨……参議院選挙では改憲勢力の議席数３分の２獲得を阻止し、改憲発議には困難な状況になりました。しかし、改憲勢力は引き続き国会で多数を維持し、安倍一強体制を崩すまでには至っていません。選挙期間中にも、言論の自由を警察が脅かすなど、民主主義の危機的な事態が露わになりました。改憲を許さず憲法の精神が生かされる社会を作るため、今、何をなすべきか、お話をいただきます。

◆と　き　２０１９年９月２８日（土）午後３時-５時

◆ところ　愛知県保険医協会伏見会議室（地下鉄伏見駅下車５分）

〒460-0003　名古屋市中区錦１丁目 13-26
名古屋伏見スクエアビル９階 TEL　052-223-0415

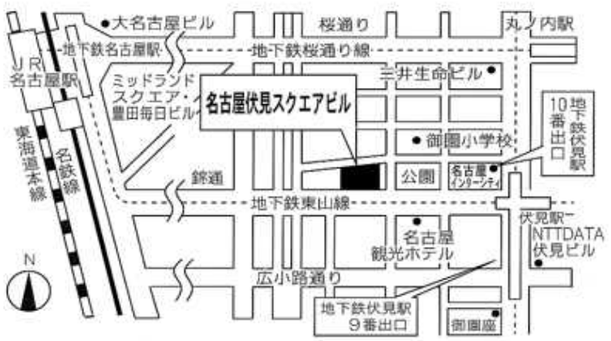

本　秀紀（もと　ひでのり）氏　紹介
1963年生まれ。1988年名古屋大学法学部卒業。1993年同大学法学研究科博士課程（後期課程）満期退学。1994年名古屋大学法学部助教授、2004年から名古屋大学大学院法学研究科教授。
主な著書に『政治的公共圏の憲法理論』『現代政党国家の危機と再生』、編著書『グローバル化時代における民主主義の変容と憲法学』『憲法講義』（いずれも日本評論社）他著書多数

◆参加費　医師・歯科医師１，０００円、一般市民５００円
問合せ・連絡先：「あいち医師・歯科医師九条の会」担当事務局
事務局……愛知県保険医協会内　　TEL　052-832-1346

９条変えて戦争する国にさせないため
冊子「憲法９条を守ります」を普及ください

保険医協会と「あいち医師・歯科医師九条の会」は、医師・歯科医師としての九条を守りたい思いや、九条改定になぜ反対するのかなどをまとめた冊子を共同で作成しました。

待合室などで、市民の方へ理解を広げていただくきっかけとしてご活用ください。ご希望の冊数を無料でお届けします。

◇　◇　◇　◇　◇　◇

申し込み先：保険医協会・医師歯科医師九条の会担当
TEL　052-832-1346　FAX　052-834-3584